

遊漁規則の変更について

1 利根漁業協同組合

1 利根漁業協同組合遊漁規則の主な変更内容

(1) 第二条、第八条の変更（遊漁料の額および納付の方法）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

現行では遊漁料の支払いが必要とされている中学生の投網・かすみ網による遊漁を無料とする。

イ 変更理由

中学生による投網・かすみ網を用いた遊漁の実績がほとんどないことから、すべての魚種・漁法について中学生を無料とすることで、事務手続きを簡素化するため。

利根漁業協同組合遊漁規則の変更（案） 新旧対照表

変 更（案）	現 行																																																								
<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。ただし、未就学の幼児及び小学生・中学生が行う遊漁についてはこの限りではない。</p> <p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p>第八条 【省略】</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず、次の行の相当欄のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>遊漁者の種類</th> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【削除】</td> <td>【削除】</td> <td>【削除】</td> <td>【削除】</td> <td>【削除】</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">【省略】</td> <td>【省略】</td> <td>【省略】</td> <td>【省略】</td> <td>【省略】</td> </tr> <tr> <td>【省略】</td> <td>【省略】</td> <td>【省略】</td> <td>【省略】</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">【省略】</td> <td>【省略】</td> <td>【省略】</td> <td>【省略】</td> <td>【省略】</td> </tr> <tr> <td>【省略】</td> <td>【省略】</td> <td>【省略】</td> <td>【省略】</td> </tr> </tbody> </table> <p>(附則)</p> <p>1 この規則は令和8年3月1日から施行する。</p>	遊漁者の種類	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	【削除】	【削除】	【削除】	【削除】	【削除】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。ただし、未就学の幼児及び小学生が行う遊漁についてはこの限りではない。</p> <p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p>第八条 【省略】</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず、次の行の相当欄のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>遊漁者の種類</th> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学生</td> <td>全魚種</td> <td>徒手採捕 手釣 竿釣 たも網 置き針</td> <td>1年</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">【省略】</td> <td>【省略】</td> <td>【省略】</td> <td>【省略】</td> <td>【省略】</td> </tr> <tr> <td>【省略】</td> <td>【省略】</td> <td>【省略】</td> <td>【省略】</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">【省略】</td> <td>【省略】</td> <td>【省略】</td> <td>【省略】</td> <td>【省略】</td> </tr> <tr> <td>【省略】</td> <td>【省略】</td> <td>【省略】</td> <td>【省略】</td> </tr> </tbody> </table> <p>(附則)</p> <p>1 この規則は令和6年3月1日から施行する。</p>	遊漁者の種類	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	中学生	全魚種	徒手採捕 手釣 竿釣 たも網 置き針	1年	無料	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】
遊漁者の種類	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料																																																					
【削除】	【削除】	【削除】	【削除】	【削除】																																																					
【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】																																																					
	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】																																																					
【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】																																																					
	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】																																																					
遊漁者の種類	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料																																																					
中学生	全魚種	徒手採捕 手釣 竿釣 たも網 置き針	1年	無料																																																					
【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】																																																					
	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】																																																					
【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】																																																					
	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】																																																					

2 阪東漁業協同組合

2 阪東漁業協同組合遊漁規則の主な変更内容

(1) 第四条の変更（漁具・漁法の制限）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

- ① 友釣り専用区域を拡大する。
- ② リール竿の使用を解禁する。

イ 変更理由

- ① 友釣りに適した漁場が拡大しているため。
- ② 遊漁の多様化による遊漁者からの要望に応えるため。

阪東漁業協同組合遊漁規則の変更（案） 新旧対照表

変更（案）				現行			
(漁具・漁法の制限)				(漁具・漁法の制限)			
第四条 【省略】				第四条 【省略】			
2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具・漁法、イ欄の魚種をウ欄の区域においてエ欄期間中遊漁してはならない。				2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具・漁法、イ欄の魚種をウ欄の区域においてエ欄期間中遊漁してはならない。			
ア 漁具・漁法	イ 魚種	ウ 区 域	エ 期 間	ア 漁具・漁法	イ 魚種	ウ 区 域	エ 期 間
友釣り以外の漁法	全魚種	大正橋上流端から東電サイフォン上流端までの利根川 東電渋川発電所阿久津放水口から利根川合流までの吾妻川	6月1日から7月31日までの期間で組合が定める日時から9月30日まで	友釣り以外の漁法	全魚種	友釣り専用区間利根川大正橋上流端から東電サイフォン上流端まで 吾妻川落合橋下流堰から利根川合流まで	6月1日から7月31日までの期間で組合が定める日時から9月30日まで
【削除】 エサ釣	アユ	漁場全域	1月1日から12月31日まで	リール竿 エサ釣	アユ	漁場全域	1月1日から12月31日まで
※表は改正箇所のみ抜粋				※表は改正箇所のみ抜粋			
(禁止区域)				(禁止区域)			
第五条 【省略】				第四条 【省略】			
(全長の制限)				(全長の制限)			
第六条 【省略】				第五条 【省略】			
(尾数の制限)				(尾数の制限)			

第七條 【省略】

(遊漁料の額及び納付方法)

第八條 【省略】

(特設釣り場に関する事項)

第九條 【省略】

(遊漁承認証に関する事項)

第十條 【省略】

(遊漁に際し守るべき事項)

第十一條 【省略】

(漁場監視委員)

第十二條 【省略】

(違反者に対する措置)

第十三條 【省略】

(附則)

1 この規則は令和8年3月1日から施行する。

第六條 【省略】

(遊漁料の額及び納付方法)

第七條 【省略】

(特設釣り場に関する事項)

第八條 【省略】

(遊漁承認証に関する事項)

第九條 【省略】

(遊漁に際し守るべき事項)

第十條 【省略】

(漁場監視委員)

第十一條 【省略】

(違反者に対する措置)

第十二條 【省略】

(附則)

1 この規則は令和6年3月1日から施行する。

3 吾妻漁業協同組合

3 吾妻漁業協同組合遊漁規則の主な変更内容

(1) 第四条の変更（漁具・漁法の制限）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

アユ釣りにおいて友釣り以外の漁法を制限する。

イ 変更理由

複数の漁法が同じ漁場に混在することによるトラブルを回避するため。

(2) 第五条の変更（禁止区域）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

ハッ場あがつま湖を禁止区域から除外する。

イ 変更理由

ハッ場あがつま湖に特設釣り場を新設するため。

(3) 第六条の変更（キャッチアンドリリース区間の設置）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

釣り針、漁場への魚とビクの持ち込み制限について明記する。

イ 変更理由

漁場における規定を明確にするため。

(4) 第十条の変更（特設釣り場に関する事項）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

ニジマスの特設釣り場をハッ場あがつま湖に新設する。

イ 変更理由

漁場の有効活用を図るため。

吾妻漁業協同組合遊漁規則の変更（案） 新旧対照表

変 更（案）	現 行																																				
<p>（漁具・漁法の制限）</p> <p>第四条 【省略】</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具・漁法、イ欄の魚種をウ欄の区域においてエ欄期間中遊漁してはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア 漁具・漁法</th> <th>イ 魚種</th> <th>ウ 区 域</th> <th>エ 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コロガシ</td> <td>ア ユ</td> <td>組合が管理する漁場全域</td> <td>11月1日から翌年8月31日まで</td> </tr> <tr> <td>エサ釣 毛針釣 リール竿を使用 した釣り</td> <td>ア ユ</td> <td>組合が管理する漁場全域</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>（禁止区域）</p> <p>第五条 第三条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄に掲げる期間、遊漁をしてはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四万発電所放水口から下流四万湯原橋まで約200mの間の四万川</td> <td>3月1日から5月31日まで</td> </tr> <tr> <td>稲田堰堤から上流100mの間の湯川 浄水橋から上流100mの間の深沢川</td> <td>3月1日から5月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	ア 漁具・漁法	イ 魚種	ウ 区 域	エ 期 間	コロガシ	ア ユ	組合が管理する漁場全域	11月1日から翌年8月31日まで	エサ釣 毛針釣 リール竿を使用 した釣り	ア ユ	組合が管理する漁場全域	1月1日から 12月31日まで	区 域	期 間	四万発電所放水口から下流四万湯原橋まで約200mの間の四万川	3月1日から5月31日まで	稲田堰堤から上流100mの間の湯川 浄水橋から上流100mの間の深沢川	3月1日から5月31日まで	<p>（漁具・漁法の制限）</p> <p>第四条 【省略】</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具・漁法、イ欄の魚種をウ欄の区域においてエ欄期間中遊漁してはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア 漁具・漁法</th> <th>イ 魚種</th> <th>ウ 区 域</th> <th>エ 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コロガシ</td> <td>ア ユ</td> <td>吾妻漁協が管理する漁場全域</td> <td>11月1日から翌年8月31日まで</td> </tr> <tr> <td>【新設】</td> <td>【新設】</td> <td>【新設】</td> <td>【新設】</td> </tr> </tbody> </table> <p>（禁止区域）</p> <p>第五条 第三条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄に掲げる期間、遊漁をしてはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四万発電所放水口から下流四万湯原橋まで約200mの間の四万川</td> <td>3月1日から5月31日まで</td> </tr> <tr> <td>稲田堰堤から上流100mの間の湯川 浄水橋から上流100mの間の深沢川</td> <td>3月1日から5月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	ア 漁具・漁法	イ 魚種	ウ 区 域	エ 期 間	コロガシ	ア ユ	吾妻漁協が管理する漁場全域	11月1日から翌年8月31日まで	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	区 域	期 間	四万発電所放水口から下流四万湯原橋まで約200mの間の四万川	3月1日から5月31日まで	稲田堰堤から上流100mの間の湯川 浄水橋から上流100mの間の深沢川	3月1日から5月31日まで
ア 漁具・漁法	イ 魚種	ウ 区 域	エ 期 間																																		
コロガシ	ア ユ	組合が管理する漁場全域	11月1日から翌年8月31日まで																																		
エサ釣 毛針釣 リール竿を使用 した釣り	ア ユ	組合が管理する漁場全域	1月1日から 12月31日まで																																		
区 域	期 間																																				
四万発電所放水口から下流四万湯原橋まで約200mの間の四万川	3月1日から5月31日まで																																				
稲田堰堤から上流100mの間の湯川 浄水橋から上流100mの間の深沢川	3月1日から5月31日まで																																				
ア 漁具・漁法	イ 魚種	ウ 区 域	エ 期 間																																		
コロガシ	ア ユ	吾妻漁協が管理する漁場全域	11月1日から翌年8月31日まで																																		
【新設】	【新設】	【新設】	【新設】																																		
区 域	期 間																																				
四万発電所放水口から下流四万湯原橋まで約200mの間の四万川	3月1日から5月31日まで																																				
稲田堰堤から上流100mの間の湯川 浄水橋から上流100mの間の深沢川	3月1日から5月31日まで																																				

ふれあい大橋上流端から長野原堤までの吾妻川 (八ッ場大橋下流端から丸岩大橋上流端までを除く)	1月1日から12月31日まで
八ッ場大橋下流端から丸岩大橋上流端までの吾妻川	1月1日から12月31日まで (第十条第1項の規定による組合が定める日時は除く)
お宮川	1月1日から12月31日まで

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第六条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
全魚種	舟渡大橋下流端から箱島堰堤までの吾妻川	1月1日から12月31日まで

2 前項の区域において、釣り針を使用する場合、シングルフックを1本(1本針を1本)もしくはトリプルフックを1本(3本針を1本)かつバーブレスフック(返しのない針又は返しを潰した針)を使用しなければならない。

3 【省略】

4 第1項の区域において遊漁する際は、他の区間からの魚の持ち込みを禁止し、ビクその他の魚を収容できるものの持ち込みをしてはならない。

(特設釣り場に関する事項)

第十条 組合は、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄に掲

ふれあい大橋上流端から長野原堤までの吾妻川 (八ッ場あがつま湖含む)	1月1日から12月31日まで
【新設】	【新設】
お宮川	1月1日から12月31日まで

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第六条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
全魚種	吾妻川舟渡大橋から箱島堰堤までの区域	1月1日から12月31日まで

2 前項の区間において、釣り針を使用する場合シングルフック(1本針)かつバーブレスフック(返しのない針又は返しを潰した針)を使用しなければならない。

3 【省略】

4 【新設】

【新設】

1 -

げる期間中を特設釣り場と定め、遊漁者はウ欄の漁具・漁法でのみ遊漁を行うことができる。ただし、採捕した魚は所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 漁具
八ッ場大橋下流端から丸岩大橋上流端までの吾妻川	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月1日から5月31日までの土曜日、日曜日、祝日、4月3日 ・ 11月1日から12月20日までの土曜日、日曜日、祝日 	竿釣り (1人につき1本)

2 前項の区域及び期間で遊漁をしようとする者は、前条各項の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を別表に掲げる組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。なお、期間の欄の1日とは午前8時から午後3時までとする。

魚種	期間	区分	遊漁料
ニジマス	1日	中学生	300円
		上記以外の者	3,000円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む

3 第1項の組合が定める区域及び期間については、組合の掲示板に掲載するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

4 第1項の区域において、釣り針を使用する場合、シングルフックを1本(1本針を1本)もしくはトリプルフックを1本(3本針を1本)かつバーブレスフック(返しのない針又は返しを潰した針)を使用しなければならない。

5 第1項の区域及び期間において遊漁する際は、他の区間からの魚の持ち込

みを禁止し、ビクその他の魚を収容できるものの持ち込みをしてはならない。

(遊漁承認に関する事項)

第十一条 【省略】

(遊漁に際し守るべき事項)

第十二条 【省略】

(漁場監視員)

第十三条 【省略】

(違反者に対する処置)

第十四条 【省略】

(附則)

この規則は令和8年3月1日から施行する。

別表 遊漁証取扱所

別紙

組合が指定するオンラインシステム

【省略】

(遊漁承認に関する事項)

第十条 【省略】

(遊漁に際し守るべき事項)

第十一条 【省略】

(漁場監視員)

第十二条 【省略】

(違反者に対する処置)

第十三条 省略

(附則)

この規則は令和7年3月1日から施行する

別表 遊漁証取扱所

別紙

組合が指定するオンラインシステム

【省略】

特設釣り場における組合が指定するオンラインシステム

【新設】

No.	名 称	氏名、所在	電話番号	備考
1	FISH PASS	株式会社フィッシュ パス、福井県坂井市 丸岡町熊堂 3-7-1-16	0776(67)7335	

別紙

No.	名称	住所	電話番号	備考・ 年券
	【削除】			
<u>1</u>	東吾妻町観光協会	東吾妻町原町 627-2	0279-70-2110	○
<u>2</u>	石田電業所	東吾妻町岡崎 1785-14	0279-59-3524	○
<u>3</u>	日野製パン(有)	東吾妻町松谷 147-1	0279-67-2103	
<u>4</u>	加辺理容所	東吾妻町本宿 693-1	0279-69-3448	○
<u>5</u>	セブンイレブン 群馬高山中山店	高山村中山 509-2	0249-63-3669	
<u>6</u>	コグレ理容所	中之条町 948	0279-75-2588	○
<u>7</u>	セブンイレブン 中之条ハイパス店	中之条町伊勢町 31-6	0279-69-7030	
	【削除】			
<u>8</u>	ファミリーマート 中之条伊勢町下店	中之条町伊勢町 675-1	0279-69-7751	
	【削除】			
<u>9</u>	セブンイレブン 中之条横尾店	中之条町横尾 286-1	0279-75-7712	
<u>10</u>	安原商店(有)	中之条町折田 687-2	0279-75-6104	
<u>11</u>	加藤孝幸	東吾妻町川戸 897-4	0279-68-5126	○
<u>12</u>	セブンイレブン 中之条折田店	中之条町折田 171-1	0279-75-7767	
<u>13</u>	ヘアサロン関	中之条町四万 3980	0279-64-2921	○
<u>14</u>	ファミリーマート 東吾妻原町店	東吾妻町原町 726-1	0279-76-4655	
<u>15</u>	高山村役場	高山村中山 2856-1	0279-63-2111	○
<u>16</u>	齋藤自転車店	中之条町伊勢町 575-5	0279-75-2793	○
<u>17</u>	吾妻漁業協同組合	中之条町伊勢町 1310-1	0279-75-4114	○
<u>18</u>	嬭恋村役場	嬭恋村大前 110	0279-96-0511	○
<u>19</u>	そのだスポーツ	嬭恋村三原 452	0279-97-2138	○

別紙

No.	名称	住所	電話番号	備考・ 年券
<u>1</u>	東吾妻町役場	東吾妻町原町 1046	0279-68-2111	○
<u>2</u>	東吾妻町観光協会	// 原町 627-2	0279-70-2110	○
<u>3</u>	石田電業所	東吾妻町岡崎 1785-	0279-59-3524	○
<u>5</u>	日野製パン(有)	東吾妻町松谷 147-1	0279-67-2103	
<u>6</u>	加辺理容所	東吾妻町本宿 693-1	0279-69-3448	○
<u>7</u>	セブンイレブン群馬高山中山 店	高山村中山 509-2	0249-63-3669	
<u>8</u>	コグレ理容所	中之条町 948	0279-75-2588	○
<u>9</u>	セブンイレブン中之条ハイパス 店	中之条町伊勢町 31-6	0279-69-7030	
<u>10</u>	ローソン 中之条ハイパス 店	// 33-2	0279-76-3108	
<u>11</u>	ファミリーマート 中 中之条伊勢町下店	// 675-1	0279-69-7751	
<u>12</u>	ローソン 西中之条店	中之条町西中之条 113-3	0279-75-7032	
<u>13</u>	セブンイレブン 中之条横尾 店	中之条町横尾 286-1	0279-75-7712	
<u>14</u>	安原商店(有)	中之条町折田 687-2	0279-75-6104	
<u>15</u>	加藤孝幸	東吾妻町川戸 897-4	0279-68-5126	○
<u>16</u>	セブンイレブン 中之条折田 店	中之条町折田 171-1	0279-75-7767	
<u>17</u>	関理容所	中之条町四万温泉	0279-64-2321	
<u>18</u>	ファミリーマート 東 吾妻原町店	東吾妻町原町 726-1	0279-76-4655	
<u>19</u>	高山村役場	高山村中山 2856-1	0279-63-2111	○
<u>20</u>	齋藤自転車店	中之条町伊勢町 575- 5	0279-75-2793	○
<u>21</u>	吾妻漁業協同組合	中之条町伊勢町 1310-1	0279-75-4114	○
<u>22</u>	嬭恋村役場	嬭恋村大前 110	0279-96-0511	○
<u>23</u>	そのだスポーツ	// 三原 452	0279-97-2138	○

<u>20</u>	栃木屋旅館	嬭恋村大前 817-10	0279-96-0002	
<u>21</u>	嬭恋鹿沢キャンピングガーデン	嬭恋村田代 1017	0279-98-0588	
<u>22</u>	長野原町役場	長野原町 1340-1	0279-82-2244	○
<u>23</u>	市川スポーツ	長野原町 142-1	0279-82-3700	○
<u>24</u>	北軽井沢観光協会	北軽井沢 1988	0279-84-2047	○
<u>25</u>	草津温泉観光公社	草津甲 213	0279-88-4050	○
<u>26</u>	六合支所	中之条町小雨 577-1	0279-95-3111	○
<u>27</u>	金丘屋	中之条町入山 1673-1	0279-95-5005	
<u>28</u>	セブンイレブン 長野原大津店	長野原町大津 400-4	0279-80-1771	
<u>29</u>	セブンイレブン 群馬北軽井沢店	長野原町北軽井沢 1988-78	0279-84-3336	
<u>30</u>	セブンイレブン 嬭恋三原店	嬭恋村鎌原 710-25	0279-97-1577	
<u>31</u>	セブンイレブン 嬭恋大笹店	嬭恋村大笹 169-1	0279-96-1358	
<u>32</u>	ローソン 北軽井沢店	長野原町北軽井沢 1988-1096	0279-84-6570	
<u>33</u>	味の民話	東吾妻町岩井 924-6	0279-68-2855	○
<u>34</u>	丸山正一	東吾妻町須賀尾 1883-2		
<u>35</u>	あづま温泉 桔梗館	東吾妻町新巻 325-1	0279-59-3533	
<u>36</u>	セブンイレブン群馬吾妻原町店	東吾妻町原町 706-1	0279-68-5444	
<u>37</u>	喜多方ラーメン きくや	中之条町横尾 997-5	0279-75-1996	○
<u>38</u>	あづまや	中之条町四万 4401	0279-64-2688	○
<u>39</u>	御所平温泉かくれの湯	長野原町応桑 1985-172	0279-82-1526	
<u>40</u>	山本郁夫	中之条町上沢渡 2669	0279-66-2326	○
<u>41</u>	阿部宏	中之条町四万 829-7	0279-64-2271	○

<u>24</u>	栃木屋旅館	嬭恋村大前 817-10	0279-96-0002	
<u>25</u>	嬭恋鹿沢キャンピングガーデン	嬭恋村田代 1017	0279-98-0588	
<u>26</u>	長野原町役場	長野原町 1340-1	0279-82-2244	○
<u>27</u>	市川スポーツ	長野原町 142-1	0279-82-3700	○
<u>28</u>	北軽井沢観光協会	北軽井沢 1988	0279-84-2047	○
<u>29</u>	草津温泉観光公社	草津甲 213	0279-88-4050	○
<u>30</u>	六合支所	中之条町小雨 577-1	0279-95-3111	○
<u>31</u>	金丘屋	中之条町入山 1673-1	0279-95-5005	
<u>32</u>	セブンイレブン長野原大津店	長野原町大津 400-4	0279-80-1771	
<u>33</u>	セブンイレブン群馬北軽井沢店	長野原町北軽井沢 1988-78	0279-84-3336	
<u>34</u>	セブンイレブン 嬭恋三原店	嬭恋村鎌原 710-25	0279-97-1577	
<u>35</u>	セブンイレブン 嬭恋大笹店	嬭恋村大笹 169-1	0279-96-1358	
<u>36</u>	ローソン 北軽井沢店	長野原町北軽井沢 1988-1096	0279-84-6570	
<u>37</u>	味の民話	東吾妻町岩井 924-6	0279-68-2855	○
<u>38</u>	丸山正一	東吾妻町須賀尾 1883-2		
<u>39</u>	あづま温泉 桔梗館	東吾妻町新巻 325-1	0279-59-3533	
	【新規】			
	【新規】			
	【新規】			
	【新規】			
	【新規】			
	【新規】			

4 群馬漁業協同組合

4 群馬漁業協同組合遊漁規則の主な変更内容

(1) 遊漁証取扱所の変更

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

遊漁証の取扱所を変更する。

群馬漁業協同組合遊漁規則の変更（案） 新旧対照表

変 更（案）						現 行					
(附則) 1 この規則は令和8年3月1日から施行する。						(附則) 1 この規則は令和7年3月1日から施行する。					
群馬漁業協同組合管内 遊漁証取扱所						群馬漁業協同組合管内 遊漁証取扱所					
別表1 ○印が取扱い遊漁証						別表1 ○印が取扱い遊漁証					
No.	年券	日券	名称	所在地	電話番号	No.	年券	日券	名称	所在地	電話番号
24			【省略】	【省略】	【省略】	24			【省略】	【省略】	【省略】
25	○		キャメルヘアー デザイン	高崎市足門町 725-14	027-372- 0408	【新設】	【新設】		【新設】	【新設】	【新設】
※表は改正箇所のみ抜粋						※表は改正箇所のみ抜粋					

5 両毛漁業協同組合

5 両毛漁業協同組合遊漁規則の主な変更内容

(1) 第三条の変更（遊漁期間）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

草木湖の範囲を明確化する。

(2) 第四条（漁具・漁法の制限）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

① 「共第9号漁場」「共第10号漁場」の表を整理・統合する。

② 全長20cm以下の魚を用いた釣り（友釣り除く）を禁止する。

イ 変更理由

② 群馬県漁業調整規則および当該組合の遊漁規則においては、魚種によっては全長制限が定められていることから、これらの規定に抵触する大きさの魚を餌として利用することを明確に禁止するため。

(3) 第五条（禁止区域及び期間・時間）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

区域を「渡良瀬川本支流」に改める。（草木湖でのワカサギ釣り、フナ釣りを除く）

イ 変更理由

禁止区域を拡大することで、漁場のゾーニング管理を推進するとともに、水産資源を保護し、有効かつ持続可能な漁場活用を図るため。

(4) 第六条（キャッチアンドリリース区域の設置）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表、漁場図）

キャッチアンドリリース区域を新設する。

別紙漁場図の黄色の区域

・全魚種：3/1～9/20

※草木湖

・フナ、ワカサギを除く全魚種：3/1～9/20

・フナ：1/1～12/31

イ 変更理由

キャッチアンドリリース区域を拡大することで、漁場のゾーニング管理を推進するとともに、水産資源を保護し、有効かつ持続可能な漁場活用を図るため。

両毛漁業協同組合遊漁規則の変更（案） 新旧対照表

変 更（案）		現 行	
(遊漁期間)		(遊漁期間)	
第三条 【省略】		第三条 【省略】	
魚 種	期 間	魚 種	期 間
ワカサギ	10月1日から翌年3月19日まで（草木ダム堰堤上流端から沢入橋上流端までの渡良瀬川（以下、草木湖という）） 組合が定める日時から翌年3月最終日曜日前々日まで（草木湖以外）	ワカサギ	10月1日から翌年3月19日まで（草木湖） 組合が定める日時から翌年3月最終日曜日前々日まで（草木湖以外）
※表は改正箇所のみ抜粋		※表は改正箇所のみ抜粋	
(漁具・漁法の制限)		(漁具・漁法の制限)	
第四条 【省略】		第四条 【省略】	
2 【省略】		2 【省略】	
【削除】		【共第9号漁場】	
【表削除】		ア 漁具・漁法	イ 魚種
		ウ 区域	エ 期間
		※表以下省略	
【削除】		【共第10号漁場】	
【表削除】		ア 漁具・漁法	イ 魚種
		ウ 区域	エ 期間
		※表以下省略	

ア 漁具・漁法	イ 魚種	ウ 区域	エ 期間
オランダ釣り	全魚種	漁場全域	3月1日から 8月31日まで
毛針釣り（フライ、テンカラを除く。）	全魚種	漁場全域	3月1日から 7月31日まで
どぶ釣り	全魚種	漁場全域	1月1日から 7月31日まで
餌釣り（まき餌、よせ餌を含む。）	アユ	漁場全域	1月1日から 12月31日まで
ころがし ぐい 引掛け	全魚種	漁場全域	1月1日から 12月31日まで
まき餌	全魚種	草木湖、梅田湖	1月1日から 12月31日まで
ねり餌	全魚種	梅田湖	1月1日から 12月31日まで
投網	全魚種	赤岩橋下流端から上流の渡良瀬川本支流、小松橋上流の大堰下流端から上流の桐生川本支流	1月1日から 12月31日まで
		赤岩橋下流端から下流の渡良瀬川本支流、小松橋上流の大堰下流端から下流の桐生川本支流	1月1日から 9月第2日曜日の正午まで
		漁場全域	増水及び濁水時
たも網	全魚種	漁場全域	増水及び濁水時
置針	全魚種	漁場全域	11月1日から 翌年5月31日まで

ア 漁具・漁法	イ 魚種	ウ 区域	エ 期間
【新規】	【新規】	【新規】	【新規】

※表以下省略

全長 20 c m以下の魚を用いた釣り (魚の生死、切断・切除の有無を問わない。)ただし、アユ友釣りを除く	全魚種	漁場全域	1月1日から 12月31日まで
トローリング ハーリング ムーチング	全魚種	漁場全域	1月1日から 12月31日まで

(禁止区域及び期間・時間)

第五条 【省略】

区 域	期 間・時 間
赤岩橋下流端から上流の渡良瀬川本支流 ただし、草木湖でのワカサギ釣り、フナ釣りを除く	9月21日から翌年2月末日まで

※表は改正箇所のみ抜粋

(キャッチアンドリリース区域の設置)

第六条 【省略】

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
全魚種	ハネタキ橋下流端から山田川合流の下流200mまでの渡良瀬川本流	3月1日から9月20日まで
	高津戸ダム堰堤上流端から上流1km地点から東瀬橋上流端までの渡良瀬川	

(禁止区域及び時間)

第五条 【省略】

区 域	期 間・時 間
赤岩橋下流端から上流の渡良瀬川支流	9月21日から翌年2月末日まで

※表は改正箇所のみ抜粋

(キャッチアンドリリース区域の設置)

第六条 【省略】

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
【新規】	ハネタキ橋下流端から山田川合流の下流200mまでの渡良瀬川	【新規】
	【新規】	

	<u>新鳥居橋下流端から上流の鳥居川本支流</u> <u>渡良瀬川本流合流点から湧丸砂防堰堤下流端までの小黒川</u> <u>田沢川の本支流（ただし、沢入川右岸合流地点より上流は除く）</u> <u>草木ダム堰堤上流の流木止め網場から群馬県第五種共同漁業内水面漁場計画 基点第 27 号と基点第 28 号を結んだ線（群馬県と栃木県の県境）までの渡良瀬川本支流</u> <u>（ただし、草木湖、鳥瀧橋より上流の黒坂石川は除く）</u>	
<u>フナ、ワカサギを除く全魚種</u>	<u>草木湖</u>	<u>3月1日から9月20日まで</u>
<u>フナ</u>		<u>1月1日から12月31日まで</u>

2～3 【省略】

(附則)

1 この規則は令和8年3月1日から施行する。

	<u>【新規】</u>	
	<u>【新規】</u>	
	<u>【新規】</u>	
<u>【新規】</u>	<u>【新規】</u>	<u>【新規】</u>
<u>【新規】</u>	<u>【新規】</u>	<u>【新規】</u>
<u>【新規】</u>		<u>【新規】</u>

2～3 【省略】

(附則)

1 この規則は令和6年3月1日から施行する。

6 上野村漁業協同組合

6 上野村漁業協同組合遊漁規則の主な変更内容

(1) 第四条の変更（漁具・漁法の制限）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

すくい網、徒手採捕による採捕の期間と区間を制限する。

イ 変更理由

竿釣り専用区間を設置するため。

(2) 第五条の変更（禁止区域及び時間）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

特設釣り場の定休日を明記する。

イ 変更理由

漁場の規定を明確にするため。

(3) 第十条の変更（特設釣り場に関する事項）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

開始を10月1日以降の組合が定める日とし、終了を翌年2月23日までとする。

イ 変更理由

特設釣り場の設置期間をより明確にするため。

(4) 第十条の二、第十条の三の変更

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

特設釣り場の定休日を明記する。

イ 変更理由

漁場の規定を明確にするため。

上野村漁業協同組合遊漁規則の変更（案） 新旧対照表

変 更（案）				現 行			
(漁具・漁法の制限)				(漁具・漁法の制限)			
第四条 【省略】				第四条 【省略】			
2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具・漁法、イ欄の魚種をウ欄の区域においてエ欄期間中遊漁してはならない。				2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具・漁法、イ欄の魚種をウ欄の区域においてエ欄期間中遊漁してはならない。			
ア 漁具・漁法	イ 魚種	ウ 区 域	エ 期 間	ア 漁具・漁法	イ 魚種	ウ 区 域	エ 期 間
【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】
すくい網 徒手採捕	ヤマメ イワナ サクラマス	上野村漁協が管理する漁場全域	1月1日から12月31日まで	すくい網 【新規】	全魚種	上野村漁協が管理する漁場全域	増水時、濁水時
	アユ ウナギ ウグイ	下記の水域を除く 上野村大字新羽蛇木堰堤より上流の上野村漁協が管理する漁場全域	1月1日から組合が定める日時まで 組合が定める日時から12月31日まで		【新規】	【新規】	
		・上野村漁協が管理する神流川の各支流の最初の堰堤から上流 ・第六条第1項に定めた区域 ・弁天橋から上流の神流川	1月1日から12月31日まで		【新規】	【新規】	
※表は改正箇所のみ抜粋				※表は改正箇所のみ抜粋			

(禁止区域及び時間)

第五条 【省略】

区 域	期 間・時 間
第十条第1項に定めた区域	第十条第1項に定めた期間のうち平日の火曜日
第十条の二第1項に定めた区域	第十条の二第1項に定めた期間のうち平日の火曜日
第十条の三第1項に定めた区域	第十条の三第1項に定めた期間のうち平日の火曜日

※表は改正箇所のみ抜粋

(特設釣り場に関する事項)

第十条 組合は、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄に掲げる期間中を特設釣り場と定め、遊漁者はウ欄の漁具・漁法でのみ遊漁を行うことができる。ただし、採捕した魚は所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

<冬季釣り場>

ア 区域	イ 期間	ウ 漁具・漁法
坂下堰堤、黒川堰堤より下流から弁天橋上流の組合が定める場所までの区間	10月1日以降の組合が定める日から翌年2月23日まで (平日の火曜日を除く)	竿釣り 〔毛ばり釣り フライ釣り ルアー釣り〕 (1人につき1本)

2 【省略】

3 第1の区域及び期間で遊漁しようとする者は、前条各項の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。なお期間の欄の1日とは、10月1日以降の組合が定める日から10月末日

(禁止区域及び時間)

第五条 【省略】

区 域	期 間・時 間
【新規】	【新規】
【新規】	【新規】
【新規】	【新規】

※表は改正箇所のみ抜粋

(特設釣り場に関する事項)

第十条 組合は、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄に掲げる期間中を特設釣り場と定め、遊漁者はウ欄の漁具・漁法でのみ遊漁を行うことができる。ただし、採捕した魚は所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

<冬季釣り場>

ア 区域	イ 期間	ウ 漁具・漁法
坂下堰堤、黒川堰堤より下流から弁天橋上流の組合が定める場所までの区間	9月21日から翌年2月末日までの間で組合が定める期間 【新規】	竿釣り 〔毛ばり釣り フライ釣り ルアー釣り〕 (1人につき1本)

2 【省略】

3 第1の区域及び期間で遊漁しようとする者は、前条各項の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。なお期間の欄の1日とは、9月21日から10月末日までにおいては納付日の9

までにおいては納付日の9時から17時まで、11月1日から11月末日までにおいては納付日の9時から16時30分まで、12月1日から翌年2月23日まで

【省略】

第十条の二 【省略】

<中ノ沢毛ばり釣り専用区>

ア 区域	イ 期間	ウ 漁具・漁法
<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力の神流川発電所上野ダムから大神楽橋までの神流川及びその支流 ・中ノ沢第1号堰堤・日向沢第1号コンクリート堰堤から中ノ沢第1号堰堤までの支流 	<p>組合が定める日から9月20日まで (平日の火曜日を除く)</p>	<p>竿釣り 〔毛ばり釣り フライ釣り〕 (1人につき1本)</p>

2～5 【省略】

第十条の三 【省略】

<川の駅特設釣り場>

ア 区域	イ 期間	ウ 漁具・漁法
<p>坂下堰堤、黒川堰堤より下流から弁天橋上流の組合が定める場所までの区間</p>	<p>3月1日から5月末日まで (平日の火曜日を除く)</p>	<p>竿釣り 〔毛ばり釣り フライ釣り ルアー釣り〕 (1人につき1本)</p>

2～5 【省略】

時から17時まで、11月1日から11月末日までにおいては納付日の9時から16時30分まで、12月1日から翌2月末日までは納付日の9時から16時までとする。

【省略】

第十条の二 【省略】

<中ノ沢毛ばり釣り専用区>

ア 区域	イ 期間	ウ 漁具・漁法
<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力の神流川発電所上野ダムから大神楽橋までの神流川及びその支流 ・中ノ沢第1号堰堤・日向沢第1号コンクリート堰堤から中ノ沢第1号堰堤までの支流 	<p>組合が定める日から9月20日まで 【新規】</p>	<p>竿釣り 〔毛ばり釣り フライ釣り〕 (1人につき1本)</p>

2～5 【省略】

第十条の三 【省略】

<川の駅特設釣り場>

ア 区域	イ 期間	ウ 漁具・漁法
<p>坂下堰堤、黒川堰堤より下流から弁天橋上流の組合が定める場所までの区間</p>	<p>3月1日から5月末日まで 【新規】</p>	<p>竿釣り 〔毛ばり釣り フライ釣り ルアー釣り〕 (1人につき1本)</p>

2～5 【省略】

(附則)

1 この規則は令和8年3月1日から施行する。

(附則)

1 この規則は令和6年3月1日から施行する。